農地転用申請手続きに必要な書類について

1. 農地転用許可申請書（様式第4号の1or2）

◆自分の農地を農地以外のものにする場合
→ 農地法第4条第1項の規定による許可申請書（様式例第4号の1）

◆事業者等が農地（採草放牧地）を買って（又は借りて）農地（採草放牧地）以外のものにする場合
→ 農地法第5条第1項の規定による許可申請書（様式例第4号の2）

2. 添付書類

添付書類の名称	区分	備　　考
【必須書類】		
定款（寄附行為）又は法人の登記事項証明書	○	転用事業者が法人の場合に限る（5条申請の場合は法人が申請地の所有権を取得する場合のみ）
土地の登記事項証明書	◎	全部事項証明書に限る
地番表示図面（公図）	◎	1/600 程度のもので、入口道路、法定外公共物（里道、水路）、隣地及び周囲の地目・所有者・耕作者の把握できるもの
位置・付近の状況を表示する図面	◎	農地の集団性、駅、役所等からの距離、住宅等の密度、道路、河川等及び付近の農地の状況が把握できるもの （農地区分の判定や代替性の検討について明示すること）
建物等配置図	◎	1/2,000～1/5,000 程度のもので、転用候補地に建設しようとする建物又は施設の面積、位置及び施設物間の距離を表示する図面 （敷地内の水管・下水管の位置（井戸や浄化槽の位置を含む。）と雨水排水の排水経路について記載を含むもの）
資金証明書	◎	金融機関の残高証明書、融資可能証明書、財務諸表、補助事業の事業認可の見込など、資金の裏付けを証する書面
小作者等の同意書	○	地上権、永小作権、質権又は賃借権に基づく耕作者がいる場合のみ
土地所有者の同意書	○	所有権以外の権原に基づいて申請する場合のみ
関係法令の許可書・申請書	○	都市計画法、砂利採取法、墓地埋葬法、森林法、国有財産法（赤線・青線の用途廃止関係申請）等、関係法令の許可書・申請書等の写し（関係部局の受付印があるもの）
土地改良区の意見書	◎	意見を求めた日から 30 日を経過してもその意見を得られない場合は、その事由を記載した書面
【参考書類】		
事業計画書	○	申請書の記載のみでは不十分な場合。事業内容、転用の必要性、面積の妥当性等について説明した書面（農振除外手続を経ており、かつ、計画内容に変更がない場合は、当該申請に用いた事業計画の概要書の添付をもって代えることができる。）
測量図	○	分筆しない場合、転用範囲を明示すること
資格証明書等の写し	○	注文分譲住宅の申請など、転用事業を行うのに必要な資格等を証する書面の確認が必要な場合
隣接農地の耕作者、地区の生産組合、町内会の同意書	○	同意が得られない場合は、「農地転用許可申請書に添付する隣接農地耕作者の意見書の取扱について」（平成 11 年4月 12 日付け農経第 519 号農林水産部長通知）に基づく経緯書
抵当権、仮登記権、地役権の抹消若しくは同意書	○	権利の取り扱いについて説明した書面（抹消予定の有無や権利者の同意、地役権の場合は転用が地役権に影響を与えない説明など）
取水・排水関係同意書	○	取水・排水について関係者等に同意を必要とする場合のみ
水利権者、漁業権者等の同意書	○	同意を得る必要のある場合のみ
農地復元計画書	○	一時転用の場合のみ
農地復元保証書	○	砂利採取に係る一時転用の場合のみ
市長の同意書	○	農振農用地区域内における一時転用の場合のみ
住民票	△	申請当事者の申請適格等について特に審査をする必要がある場合
その他	△	上記以外で、農地転用許可基準の要件を審査するうえで必要な書類

凡例　◎→申請書に添付すべき書類　○→特定の案件または特定のケースにおいて原則として申請書に添付すべき書類

△→案件によっては、審査の必要上提出を求めることがある書類

※なお、黒部市では、事務局へ提出される前に、地区担当農業委員に申請内容を確認してもらうようにお願いしています。